

No.	項目	内容	担当課	令和7年度の実施状況	成果や課題	令和8年度の目標
1	教職員の資質能力の向上	学校基本方針、「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「生徒指導」リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	学校支援課	・各校年間2回、スクールカウンセラー（以下SCと表記）によるカウンセリングマインド研修を実施した。 ・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会を毎月開催し、各校の生徒指導担当教員、芦屋警察署等の関係機関で、情報の共有、研修を行った。 ・いじめ防止対策推進法・各校のいじめ防止基本方針および調査の指針に基づく対応が必要であることを受け、各学級長に対し「いじめの重大化をどう防ぐか」についての研修会を実施した。 ・各学級が自校の実態に即したいじめや不登校に関する具体的事例を通して、効果的な指導方法を共有・習得することを目的とし、大学教員、弁護士などを招致して校内事例研修を実施した。	・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会において研修会を実施した。アセスやスクールソーシャルワーカー（以下SSWと表記）の活用、校内支援体制など、未然防止の観点から対応について学びを深めることができた。関係機関も含めた研修を実施する難しさを感じた。 ・管理職はもとより学校全体を対象とした研修を実施することにより、法律に基づいたいじめについての理解を促し、自校の支援や対応を振り返ることができた。 ・管理職や主幹教諭等に、教育相談等についての研修を行った。 ※学校環境適応感尺度「アセス」：子どもたちの学校における適応感を多面的に測定するためのアンケート	・年間計画に事例研修を組み込み、全校の教職員を対象に啓発を行う。 ・各校の実態に合わせた研修と、本市教育委員会が主催する各種事例を取り扱う研修とを設ける。 ・いじめ防止基本方針に基づき対応できるよう、本市教育委員会も学校と連携して迅速な対応を目指す。 ・組織的な校内支援体制の構築を目指し、その中核となる教育相談コーディネーターを養成するため、研修を進める。
		さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。	打出教育文化センター	年度初め、初任者および新規臨時採用者に向け、いじめ対応についての研修を実施した。また、小中教職員向けに夏季休業中に「いじめ予防と「法」の積極的な活用～子どもの尊厳と教職員を守る～」と題した研修を実施し、いじめ予防授業で講師を務めた弁護士に講義いただいた。	それぞれの研修で、受講者の対話の機会をつくり、受講者がただ聞くだけのものではなく、主体的に考えることができるように工夫した。研修内では初期対応、組織的対応の重要性を改めて考えることができた。夏季研修講座については希望者のみの受講であるため、小中学校で受講者の数に差が出た。	令和7年度に引き続き、初任者研修や研修講座にいじめ予防に関する研修を受講者が主体的に考えることができるような形態で実施する。また、夏季研修講座での受講者の数が増えるように早めに研修計画を通知するよう努める。
2	早期発見・早期対応のための措置	【別表】 No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	人権・男女共生課	人権相談を実施した。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談を実施した。（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関すること） ※令和7年度のいじめ問題に関する相談1件	人権相談を実施し、人権擁護委員によるいじめや嫌がらせ等に関する相談につなげることができた。	人権相談を実施する。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関すること）
		【別表】 No.2 家庭児童相談 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	こども家庭・保健センター	家庭児童相談員において、養育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に対し、電話・来所・訪問等により継続的な支援を実施した。相談内容は、育児不安、しつけ、発達に関する懸念、家庭環境に起因する問題など多岐にわたっており、関係機関（保育所、学校、医療機関等）と連携しながら個別支援を行った。 また、児童虐待に関する相談・通告については、受理後速やかに状況把握を行い、必要に応じて安全確認、家庭訪問、関係機関との情報共有を実施し、適切な指導・支援につなげた。要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的な見守りや支援方針の共有を図った。	相談対応においては、初期対応の迅速化と相談者の心理的負担軽減に努め、早期支援による重症化予防に一定の成果を得た。	養育不安の早期把握と虐待の未然防止に向け、相談対応の迅速化を図るとともに、関係機関との連携の質の向上を図る。あわせて家庭訪問等の支援を充実させ、継続的な見守り体制を強化する。
		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。	学校支援課	・SSWが、1か月に2回各校を訪問し、保護者・子ども・教員の相談等対応に当たった。対応件数は1225件、研修は68回実施した。 ・SC6名を、年間227時間配置。教師・児童生徒・保護者向けの研修会を各学級2～4回実施した。	・虐待、自傷行為等、困難事例に対して、専門的視点に基づき、具体的な支援に向けてのコンサルテーションを行った。 ・課題解決のためのアセスメント、プランニングにより、困難事例を支援した。 ・SC、SSWの役割の周知徹底、活用促進が課題である。 ※コンサルテーション：異なった専門性や役割を持つ者同士が、子どもの問題状況について検討し、今後の援助のあり方について話し合うプロセス ※アセスメント：子どもの問題状況について、情報を収集し分析するプロセスであり、援助サービスの判断の基盤となる。 ※プランニング：アセスメント結果等をもとに、支援目標と手立て（方法・資源・担当者など）を具体化し、支援計画を立案・設計するプロセス。	・SSWを3人体制とし、各校に月3回訪問することにより、連携を深め、未然防止に努める。 ・教育相談コーディネーターを中心とし、学校全体の事例をスクリーニングした上でSC、SSWの活用を促進する。 ・いじめ対策組織を起点として教職員全員で共通理解を図り、組織的ないじめ対応を行うことができるようにする。 ※スクリーニング：問題の早期発見を目的に、全児童生徒を対象として簡易な評価や観察を行い、支援が必要な児童生徒を把握する手続き。

No.	項目	内容	担当課	令和7年度の実施状況	成果や課題	令和8年度の目標
2	早期発見・早期対応のための措置	【別表】 No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校・非行、怪の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	学校支援課	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（令和7年度：電話相談75件、面接相談58件）また、事業によっては、各学校と連携し、より良い支援方法の構築に努めた。	・芦屋市カウンセリングセンター教育相談に対し、多くの不登校に係る相談があった。専門的な知見に基づく適切な指導・助言を行い、児童生徒の健全な育成に寄与した。 ・相談件数については昨年度より減少した。（令和6年度： 電話相談33件、面接相談130件）	・引き続き、児童生徒や保護者の悩みに寄り添える機関として対応を進めるとともに、各学校園や関係機関との連携を定期的にはかる。 ・悩みを抱える児童生徒や保護者とつながることができるように、本相談機関の周知に努める。
		【別表】 No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。		令和3年度より、芦屋市カウンセリングセンター業務に統合。	-	-
		【別表】 No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	青少年愛護センター	令和7年度の相談件数は、電話相談が1件で、内いじめに関する相談は1件であった。	電話や対面での相談が年々減っていているため、SNSやメタバースの活用を検討する必要がある。	受け付けた相談を学校や学校支援課にしっかりと繋げ、課題解決の一助となるように取り組む。
		教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。	教職員課	・学校における業務改善及び教職員の負担軽減と子どもと向き合う時間の確保を図るための学校業務改善推進委員会を開催し、学校業務改善アドバイザーから助言をいただきながら、業務改善について協議を行い、取り組める内容から各課で取り組んだ。 ・芦屋市学校業務改善ポリシーを策定し、それぞれの立場で直ちにに取り組めることを明示した。 ・児童生徒への配布依頼が、学校園において過大な負担になっていることから、児童生徒を対象とした案内やチラシについてはネット上でいつでも見ることができる電子チラシ掲示板システムの活用をし、配布物を減らした。 ・従来、職員の希望する貸与被服や健康診断は各校取りまとめの上、教職員課に提出を求めているが、Webアンケート機能を持つノーコード電子申請システムを積極的に活用し、学校の取りまとめ作業を省略し、事務負担の軽減を図った。 ・学校業務サポーターの勤務時間を一部拡充した。	・既存の電子チラシ掲示板システムの活用をし、紙の配布物が減ったことは、学校にとって負担軽減となった。また、Webアンケート機能を持つノーコード電子申請システムを活用して、貸与被服のサイズ、健康診断の希望や検査項目の有無を学校が取りまとめることがなくなり、学校の負担軽減となった。 ・学校における業務を整理し、教職員の事務負担の軽減を推進するため、学校業務サポーターの勤務時間の拡充を行った。学年会計等の教員が必ず行わなくてもよい業務を学校業務サポーターが引き受けることで、教職員の事務負担の軽減が図れた。 ・業務改善に関する職場の意識や雰囲気は向上の傾向がある一方で、時間外在校等時間については着実な減少につながっていない課題がある。また、教頭の時間外在校等時間が依然高い状況が続いていることから、教頭の負担軽減が課題である。	・学校業務サポーターの勤務時間の拡充を全校に広げ、どの学校においても、教職員の事務負担の軽減を図る。 ・教頭業務サポーターを新たに配置し、事務的な業務を移管することで、教職員の中でも特に時間外在校等時間の多い教頭の負担軽減を図る。 ・学校園に庶務管理システムを導入し、教職員の時間外在校等時間を正確かつリアルタイムに把握し、教職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図る。また、教職員の休暇や出張等の申請を電子化し、既存の校務支援システムと連携させることで、職員のスケジュールの見える化、学校日誌の自動作成等を実施し、さらなる業務の効率化を目指す。 ・引き続き学校業務改善推進委員会を開催し、時間外に及ぶ校務の削減や業務改善方法の研究と実践に関することなどについて研究を進める。
3	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。	人権・男女共生課	・人権教室の開催 人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「命の大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 朝日ケ丘小学校 510人（R7.5.17） 浜風小学校 320人（R8.2.20） ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業 ・人権の花運動の実施（西山幼稚園） 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的に実施した。 ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業	・人権擁護委員と連携し、いじめによる人権侵害等について効果的な啓発ができた。今後も継続して実施していく必要がある。 ・人権の花運動を通して、命の大切さ、人権尊重思想を醸成することができた。今後も継続して実施していく必要がある。	・人権教室を開催する。 （人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「命の大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行う。 ・人権の花運動を実施する。 （実施校：未定。花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的に実施する。）
			学校支援課	・各学校で、学校いじめ防止基本方針を見直し、ホームページの内容を更新し、保護者等への啓発に努めた。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を受け、再検討を行った。 ・早期にいじめを認知するため、いじめアンケートだけでなく、学校環境適応尺度「アセス」を4年生で取り組んだ。 ・身近な問題であるいじめを法的な視点から捉えることができる、弁護士によるいじめ防止に関する授業を、小学校5・6年、中学校全学年に向けて行った。	・いじめアンケートでは、担任が気が付かないことや本人にとって苦痛などを丁寧に拾い上げ、積極的に認知することで、未然防止や早期解決に向けて指導を行うことができた。 ・アセスに関しては、結果の活用が課題であったため、学年、管理職、教育相談コーディネーター、指導主事と検討会を実施したことにより、有用性が少しずつ広がっている。しかし、実施していない学年までは、広がりが見られないことが課題である。 ・いじめ防止に関する弁護士授業において、「いじめの定義を知った」「自分の気持ちを落着けたり、整理したりするための方法を考えることが大事だと分かった」「どちらも悪いとすぐに決めつけるのは、あぶないことが分かった」では約9割の肯定的な回答があった。いじめ防止への意識が高まった。	・未然防止の観点からの日常の声掛けや児童生徒の観察・対話・教職員間での情報共有を大事にする。 ・各学校の人権教育、学級活動と関連させ、いじめを生まない工夫づくりを行う。 ・引き続き、弁護士によるいじめ防止に関する授業を実施し、いじめについて自分事として考え、いじめは絶対に許されないものであるという心情と実践意欲を育てる。
			青少年愛護センター	「子どもと語る会」については、参加する児童生徒の確保が難しく、令和5年度以降は開催されていない。	児童生徒からのニーズが無くなっているため、今後も開催することが難しい。	「子どもと語る会」を主催していた青少年育成愛護協会にいじめ防止等の啓発を行い、各家庭にフィードバックしてもらえるように取り組む。

No.	項目	内容	担当課	令和7年度の実施状況	成果や課題	令和8年度の目標
3	啓発活動	② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があることに家庭・地域への啓発を行う。	人権・男女共生課	・ふれ愛シネサロン（人権啓発映画会）や日々の生活と人権を考える集いにて、人権相談チラシを配布した。ふれ愛シネサロン（R7.7.5/8.23/12.13）日々の生活と人権を考える集い（R7.11.14） ・人権週間について広報あしや、芦屋市ホームページに掲載し、人権に関する相談窓口等とともに周知を図った。	人権週間や、人権侵害に関する相談窓口の周知ができた。継続して、広報による周知やチラシ等配布による啓発を行っていく必要がある。	講演会等にて人権週間啓発チラシを配布する、広報あしやで人権週間を周知するなどの啓発を行う。
			こども政策課	・子どもの権利条約のリーフレット（乳幼児版、小学生版、中高生版）を配布した。（対象：保育所5歳児、幼稚園年長、小学6年生、中学3年生）	市内のこどもに対して、子どもの権利条約の周知を図ることができた。	引き続き、リーフレットの配布等を通して、子どもの権利条約の周知を行う。
			学校支援課	・こども政策課と連携し、市内の小中学生を対象に啓発事業を実施した。 ・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で情報共有を行い、類似事案の対応について啓発を行った。	・人権週間の取り組みを通じて、児童生徒の間にいじめが人権侵害であることを理解し、多様な価値観を認め合う学級風土の醸成につながった。 ・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会での関係機関との情報交換により総合的な支援体制を構築することができた。	・芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会では、事案に対して早期解決・対応ができるように情報共有を行う。また、事例検討会などを含む研修により、対応力を高める。 ・人権週間を通して、いじめへつながる差別や偏見の抑制が高まる指導を行う。
			青少年愛護センター	芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会に青少年愛護センター職員が必ず出席し連携を図っている。また、芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で得た情報については、青少年育成愛護委員会にフィードバックしている。	仕事をされている青少年育成愛護委員が多いため、平日の昼間や休日に研修会を開催しても参加してもらうことが難しい。	青少年育成愛護協会員にいじめ防止等の啓発を行い、各家庭にフィードバックしてもらえるように取り組む。
		③ いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。	こども政策課	・「いじめ防止週間」（令和7年10月16日～22日）を定め、啓発活動を実施。市内小中学校15校（県立・私立含む）にて、過去の受賞作品を用いたのぼり旗の設置やポスターを掲示。全小中学生への啓発チラシ配布に加え、小学1年生と中学1年生には啓発シールを配布した。 ・「ふれ愛シネサロン」および「あしや平和の集い」において、約850部の啓発チラシをイベント参加者へ配布した。	・市内の小中学校と連携して、児童生徒へいじめ防止啓発事業を進めることができ、いじめについて考える機会につなげることができた。 ・市内小中学校に啓発事業の取組についてアンケートを実施したところ、児童生徒といじめについて意識的に話すきっかけになったという意見もあり、概ね好評であった。今後さらに効果的な啓発を行うため、内容や実施方法について検討していく。	・関係機関と連携しながら、児童生徒に対するいじめ防止啓発事業を実施する。 ・啓発チラシやポスターの内容を見直し、より分かりやすく読みやすいものを作成する。 ・いじめ防止啓発事業についてより多くの方に周知するため、イベント参加者へのチラシ配布を引き続き行っていく。
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校支援課	・いじめアンケートを、市内の全小中学校で毎学期実施し、いじめの積極的認知に努めた（R7いじめ件数：2361件）。対象者には、その後、二者懇談等を実施した。また、担任、担当学年だけでなく、養護教諭、SCやSSWや関係機関とも連携し、相談体制を充実させた。 ・日々の観察だけでなく、いじめアンケートやアセスなどのアセスメントツールや生活ノート等を活用し、早期発見に努めた。 ・早期に適切な対応をするため、事例検討等の研修を各校で行った。	・毎学期行ういじめアンケートにより、積極的に認知することによって、事案の早期解決ができた。 ・各学校でいじめ事案が起こった際には、市教委担当やSC・SSW等と連携して対応を進めることができた。対応法について、芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会で共有することができた。 ・アセスを活用することにより、教師の経験や勘だけではなく、早期発見・対応ができる。現在4年生のみが行っているため、学校全体でアセスを活用したアセスメントを行うことができていない点が課題である。	・いじめを生まない学級風土を醸成するため、人権教育、学級活動や心理プログラムによって、予防に向けた取り組みを行う。 ・いじめを重大事態化させないため、本市教育委員会は法律の理解を深め、学校が初期対応を円滑に進められるように、より一層の支援に努める。 ・市内の小中学校4年生を対象に、アセスを活用し、未然防止に役立てる。活用促進のため、アセス検討会を実施する。
5	インターネット等を通して行われるいじめに対する対策	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。 また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。	学校支援課	・各教科等（技術家庭・国語・特別活動・道徳）で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について、考えたり、議論したりした。 ・サイバー教室など、外部講師（警察等）を招いて、学習会を実施した。	・悪口の書き込み、写真の無断撮影等のいじめ事案があった場合、組織的な対応を行うことができるように本市教育委員会とも情報共有し、対応に当たった。 ・学校だけでは難しい課題なので、保護者への啓発・協力依頼も必要である。	・児童生徒自身が考えて活用できるように指導していく。 ・学校行事等で多くの保護者が参加する機会に、子どもとともに研修を受ける等、各家庭での携帯等の端末を使用する際のルール作りの啓発を行う。 ・関係機関と連携し情報発信を行う。
			打出教育文化センター	4月当初に「1人1台タブレット端末の貸与について」という冊子を作成し、著作権、肖像権、健康面等について配発するように呼びかけた。 夏季研修講座において、情報モラルに関連した研修を2回、保護者と教職員が同時に受講できるように計画し、実施した。	具体的な事例、大人と子どもでの認識のずれなど具体的にご教示いただき、保護者と教員がともに考える機会となった。	引き続き、情報モラルに関連した研修を行っていく。